

市第 176 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第65条第 4 項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看
護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 7 項及
び第11項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第84条第 7 項及び第 9 項中「看護師」を「看護職員」に改める
。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関
する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準
に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）」

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2—第55条の6）」

に、

「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」

を

「第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2・第78条の3）」

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」

第5章の2 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第81条の2）」

第2節 人員に関する基準（第81条の3・第81条の4）」

第3節 設備に関する基準（第81条の5）」

第4節 運営に関する基準（第81条の6—第81条の9）」

に改める。

第1条中「並びに第21条の5の18第1項」を「、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第2条第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第81条の2の指定居宅訪問型児童発達支援の事業

」を加え、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第3項中「第21条、第50条及び第73条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士（」を「児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）第27条第3項の児童指導員をいう。以下同じ。））、保育士（」に改め、「同じ。）」の次に「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を加え、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第2号中「（平成24年12月横浜市条例第60号）」を削り、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス

経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第27条第3項の児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項ただし書」に改め、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏ま

えた支援を提供するための体制の整備の状況

- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第3章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

（この節の趣旨）

第55条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、児童発達

支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項の指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条の指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定

居宅サービス基準条例」という。) 第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業者(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。) 第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。) の面積を指定通所介護(指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。) 又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。) の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害

児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の5 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の登録者をいう。)の数並びに共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2の共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第149条の2の共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第159条の2の共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第78条の2の共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第8項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅

介護事業所をいう。以下同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第7項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居

宅介護事業所等にあつては12人) までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第185条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第55条の6 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。

）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「従業者（児童発達支援管理

責任者を除く。）」とあるのは「従業者」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第56条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第59条中「前節」を「第4節」に改める。

第60条中「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項の指定生活介護事業者をいう。）」、「（指定障害福祉サービス等基準条例第79条の指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「第3項」の次に「（第1号を除く。）」を加える。

第61条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当

児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項（第1号を除く。））、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

第61条第1号中「（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。）」を削り、「数と」を「数及び」に改める。

第61条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項（第1号を除く。））、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第61条の2第1号中「数と」を「数並びに」に、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に

、「（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「数と」を「数並びに」に、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）」を削り、「定める」の次に「通いサービスの」を、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同号の表中「利用定員」を「通いサービスの利用定員」に改め、同条第4号中「利用者数」を「利用者の数」に、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改める。

第63条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはない。

第71条中「第27条から」を「第27条（第4項及び第5項を除く

。)、第28条から」に改め、「、第49条第1項」を削る。

第73条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第73条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項ただし書」に改める。

第77条の2を削る。

第78条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改める。

第5章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

（この節の趣旨）

第78条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（以下「共生型放課後等デ

イサービス」という。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第78条の3 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の3から第55条の5まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）」とあるのは「従業者」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第78条の3において準用する第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条の3において準用する第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第81条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、

第77条（ ）を「及び第77条（ ）に改め、「及び第77条の2」を削り、「、第3項」の次に「（第1号を除く。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて指定居宅訪問型児童発達支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得した日又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課

程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、障害児について日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受けるとする額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条

、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条の7第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条（第3項及び第9項を除く。）及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第85条を次のように改める。

（準用）

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条」に、「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第53条」を「、第53条」に改め、「第55条まで」の次に「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで」を加え、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条第1項」を「第89条において準用する第81条の7第1項」に、「第87条第2項」を「第89条において準用する第81

条の7第2項」に、「読み替える」を「、第81条の6中「又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族」とあるのは「、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設」と読み替える」に改める。

第90条第1項中「並びに第83条第1項」を「、第81条の3第1項及び第3項並びに第83条」に、「第83条第1項中」を「第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定居宅訪問型児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第3項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中」に、「する。」を「、同項第1号中「指定保育所等訪問支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条並びに第4条の見出し及び同条第1項中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。））」に改め、同項第3号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63

号) 第21条第6項」を「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）第27条第3項」に改め、同項第6号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項」を「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第65条第1項」に改め、同条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の基準を満たしている指定児童発達支援事業者（同条第1項の指定児童発達支援事業者をいう。）については、第2条の規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第56条の基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（同条第1項の基準該当児童発達支援の事業を行う者をいう。）については、新条例第56条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の横浜市指

定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条第4項及び第6条第6項の規定の適用を受けている指定福祉型障害児入所施設（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第2条第1号の指定福祉型障害児入所施設をいう。）については、第3条の規定による改正後の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正により、居宅訪問型児童発達支援が障害児通所支援に追加されたこと等に伴い、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(職員)

第65条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項本文に規定する職員並びに医師及び~~看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)~~看護職員(保健師、助産師、看護師)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(第5項及び第6項省略)

- 7 第4項の福祉型障害児入所施設の~~看護職員~~看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。

(第8項から第10項まで省略)

- 11 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項本文に規定する職員及び~~看護職員~~看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(第12項及び第13項省略)

(職員)

第84条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センタ

一には、第1項本文に規定する職員及び~~看護職員~~^{看護師}を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(第8項省略)

- 9 第7項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、~~看護職員~~^{看護師}及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(

上段	改正案
下段	現行

)

目次

(第1章及び第2章省略)

第3章 児童発達支援

(第1節から第4節まで省略)

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2

一第55条の6）

(第5節及び第4章省略)

第5章 放課後等デイサービス

(第1節から第4節まで省略)

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2

・第78条の3）

(第5節省略)

第 5 章 の 2 居宅訪問型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 81 条 の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 81 条 の 3 ・ 第 81 条 の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 81 条 の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 81 条 の 6 — 第 81 条 の 9）

（第 6 章 から 第 8 章 まで 及び 附 則 省 略）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条 の 5 の 4 第 1 項 第 2 号、第 21 条 の 5 の 17 第 1 項 各 号 並 び に 第 21 条 の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 18 第 1 項 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法 第 21 条 の 5 の 15 第 3 項 第 1 号及び第 21 条 の 5 の 15 第 2 項 第 1 号の規定に基づき指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第 1 号 及び 第 2 号 省 略）

(3) 法定代理受領 法第 21 条 の 5 の 7 第 11 項（法第 21 条 の 5 の 13 第 2 項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第 21 条 の 5 の 29 第 3 項及び第 21 条 の 5 の 28 第 3 項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(5)
(4) 多機能型事業所 第5条の指定児童発達支援の事業、第62条の指定医療型児童発達支援の事業、第72条の指定放課後等デイサービスの事業、第81条の2の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第82条の指定保育所等訪問支援の事業並びに横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第79条の指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第152条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条の指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第173条の指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条の指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス（以下第21条、第50条及び第73条第1項第1号において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（第4項省略）

（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）

第4条 法 第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）第27条第3項の児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒

業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数（ア及びイ省略）

- (2) 児童発達支援管理責任者（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例~~（平成24年12月横浜市条例第60号）~~第65条第1項の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次

のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(第1号省略)

(2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下看護師と同じ。) 1人以上

(3) 児童指導員(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第27条第3項の児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 1人以上

(第4号及び第5号省略)

4 第1項第1号、第2項及び前項ただし書及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験指導員又は保育士者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

$\frac{7}{6}$ (本文省略)

第7条 (第1項から第3項まで省略)

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 看護職員 1人以上
看護師

(第2号、第5項及び第6項省略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しよ

うとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
を行わなければならない
行うよう努めなければならない。

(第2項省略)

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項
第5条第16項の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(第2項省略)

(苦情解決)

第51条 (第1項及び第2項省略)

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項
第21条の5の21第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(第4項及び第5項省略)

(地域との連携等)

第52条 (第1項省略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

(この節の趣旨)

第55条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項の指定生活介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条

第1項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条の指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介

護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第55条の5 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）若しくは指定

看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の登録者をいう。）の数並びに共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第95条の2の共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能

訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第149条の2の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第159条の2の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第78条の2の共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第8項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第7項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「

指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第185条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第55条の6 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）」とあるのは「従業者」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当
指導員又は保育士

児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士
指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

(ア、イ、第2号及び第2項省略)

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第59条 第5条、第8条及び第4節
前節 (第12条、第24条第1項、第3項第1号及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第38条第6号」と、第19条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項(第1号を除く。)」と、第24条第2項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第21条の5の4第3項第2号に掲げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「次に掲げる費用(第1号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「第2号及び第3号に掲げる費用」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「前号」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く

。) 中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第60条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者~~（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項の指定生活介護事業者をいう。）~~が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護~~（指定障害福祉サービス等基準条例第79条の指定生活介護をいう。以下同じ。）~~を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所~~（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）~~を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項~~（第1号を除く。）~~、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(第1号及び第2号省略)

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第61条 ~~次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援~~次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例~~援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供す~~（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該条例」という。）第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。）

該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービス支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所等については適用しない。）が地域において児童発達支援が提供されていない

こと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、3平方メー

トル以上であること。

(第2号及び第3号省略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第61条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条において同じ。))を基準該当指定小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この条において同じ。))を提供する場合には、当該通いサービスが地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条において同じ。))を基準該当指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項、第3項(第1号を除く。))、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。

該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。

）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により指定障害福祉サービス等基準条例基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項の業所）サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により、指定障害福祉サービス等基準条例

基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	<u>通いサービスの利用定員</u> 利用定員
(省	略)

（第 3 号省略）

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を利用者数を通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）と

例
条例 第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児 □ 発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条又は第 181 条に規定する基準を満たしていること。

（第 5 号省略）

（従業者の員数）

第 63 条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 看護職員 1 人以上
看護師

（第 5 号、第 6 号、第 2 項及び第 3 項省略）

（情報の提供等）

第 70 条の 2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（準用）

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第70条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学

学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ、第2号及び第2項省略）

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

（第1号省略）

- (2) 看護職員 1人以上
看護師

（第3号から第5号まで省略）

- 4 第1項第1号、第2項及び前項ただし書及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

（第5項から第7項まで省略）

（情報の提供等）

第 77 条 の 2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第 27 条第 3 項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るた

めの措置の実施状況

- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

(この節の趣旨)

第78条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（以下「共生型放課後等デイサービス」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営

に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第78条の3 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の3から第55条の5まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）」とあるのは「従業者」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第78条の3において準用する第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条の3において準用する第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「共生型放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第第51条

61条の2まで、第72条及び第77条（第1項を除く。）及び第77条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第19条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項（第1号を除く。））、第5項及び第6項」とあるのは「第5章第5節（第81条（第77条第2項から第5項まで）」と、第61条及び第61条の2中「この節（第59条（第24条第2項、第3項（第1号を除く。））、第5項及び第6項」とあるのは「第5章第5節（第81条（第77条第2項から第5項まで）」と、第77条第2項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第21条の5の4第3項第2号に掲げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

第5章の2 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて指定居宅訪問型児童発達支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得した日又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、障害児について日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要

な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条ただし書中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分

を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について

説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条の7第1項」と、

第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条（第3項及び第9項を除く。）及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

（設備）

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について指定保育所等訪問支援事業所は、事業の運営を行うために準用する。

必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（身分を証する書類の携行）

第86条から第88条まで 削除

第86条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に

身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第87条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほ

か、通所給付決定保護者の選定により通常の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第88条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項
(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条第2項、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第89条において準用する第81条の8の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第81条の6中「又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族」とあるのは「読み替えるは通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機

能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第63条、第73条第1項、第2項及び第4項、第81条の3第1項及び第3項並びに第83条並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあ

るのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定居宅訪問型児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第3項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定保育所等訪問支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

（第2項省略）

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項において準用する法第21条の5第24条の9第2項の15第3項第1号の規定に基づき指定障害児入所施設の指定に関する基準を定めるとともに、法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項
第24条の9第2項
第1号の条例で定める者)

第4条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項
第24条の9第2項
第1号の条例で定める者は、法人であって、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。

（第2項省略）

（従業者の員数）

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

（第1号省略）

- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）
 看護師
 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア及びイ省略）

- (3) 児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）第27条第3項の児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）

（アからウまで、第4号及び第5号省略）

- (6) 児童発達支援管理責任者（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第65条第1項の児童発達支援管理責任者する基準第49条第1項

をいう。以下同じ。） 1人以上

（第2項及び第3項省略）

- 4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項の施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号。同項において「指定障害者支援施設等基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第6条 （第1項から第5項まで省略）

- 6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設等基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利益供与等の禁止）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う

者若しくは障害者総合支援法^{第5条第18項}_{第5条第16項}の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（第2項省略）